

**様式 1**

受付番号	
------	--

年 月 日

大阪府知事 様

「令和 6 年度大阪ＩＲ広報企画運営業務」 企画提案公募

**応 募 申 込 書**

応募者	
企業名等	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）	.....
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 (代表・直通)	
FAX番号	
メールアドレス	

**様式 2**

**「令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務」企画提案公募**

**企 画 提 案 書**

記入日	年      月      日
<b>1 企画提案名</b>	
<b>2 応募事業者名</b>	
企業名等	
<b>3 見積額</b>	
金	円（消費税及び地方消費税含む）
<b>4 企画提案書のアピールポイント</b>	
<u>企画内容の全体構成など、企画内容のアピールポイントを記載してください。</u>	

## 5 企画提案の内容

※仕様書にしたがって、下記項目について提案してください。必要に応じて、各項目の提案欄を調整しても構いません。但し、その際、各項目のタイトルは残してください。また、「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。

※副本については、事業者名等の提案者が特定できる情報については、全て黒塗りしてください。

### (1) 広報関連

#### ①インターネット広告・HP改修

提案事項	提案を求める内容
配信媒体 目標数字	<ul style="list-style-type: none"><li>○Google、Yahoo、SNS等のインターネット広告媒体を通してアクセスするユニークユーザーの目標値を提案すること。 (参考値：2022年大阪ＩＲのトップページアクセス数 年間約46,000アクセス)</li><li>○利用する媒体と合計の目標値を提案すること。</li><li>○上記記載のクリック数以上の目標値を提案すること。</li></ul>
配信時期	配信時期や期間について提案すること。
遷移先Webページ (HP改修)	<ul style="list-style-type: none"><li>・遷移先ホームページは大阪府のＩＲ推進局ページ（<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair/index.html</a>）を想定しているが、より高い効果が得られるのであれば、作成する遷移先ホームページについて改修案を提示すること。なお、提案する遷移先ページについて、大阪府のHP上、実現が難しい場合は、協議の上、外部サーバーを活用する。</li></ul>

#### ② パンフレットの作成

提案事項	提案を求める内容
表紙、紙面デザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>・パンフレット①の表紙及び1ページ目のデザイン案を提示すること。</li><li>・パンフレット②については規格、印刷、紙質及び表紙デザインと全体レイアウト案を提示すること。</li></ul> <p>※ 契約後提案がそのまま採用されるわけではなく、提案された企画の修正・差し替えが生じることがある。</p>
過去実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去に作成した同種の作成物があれば提示すること</li></ul>

### ③主要駅等での広告

提案事項	提案を求める内容
広報場所 広報期間	多くの府民が広報物を目にすることができますよう、広報場所と期間について提案内容の根拠となる数値等について示したうえで提案すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・デジタルサイネージ・ポスター以外において効果があると想定する媒体（車内広告、ラッピング広告等）があれば加えて提案すること。</li><li>・必須事項以外の追加の提案に際し、IR推進局において保有する広報物以外に、独自の広報物の作成等の提案があれば併せて提案すること。</li><li>・新規の広報物を作成する際は発注者と協議のうえ行うこと。また、新規の広報物作成、広報等にかかる経費はすべて委託金額に含むものとする。</li></ul>

### ④メディア誘致

提案事項	提案を求める内容
実施手法	各メディアに働きかけを行うにあたっての方針、手法を提案すること。 また、メディア露出の確約ができるものがあるのであれば合わせて提案を行うこと。
過去実績	各メディアへの繋がり等、受注者の持つ強みのほか、過去に類似の実績があれば提示すること。

### ⑤その他広報活動

提案事項	提案を求める内容
広報活動の概要	広報活動の内容、時期、期間、成果目標など

### ⑥効果測定

提案事項	提案を求める内容
効果測定の方法	効果検証の手法や考え方について提案すること。

## （2）広報戦略

### ①広報戦略の作成支援

提案事項	提案を求める内容
実施手順	広報戦略の案作成にあたってどのような実施手順で行うのか、作成フロー図などで提案を行うこと。
実績	過去類似の実績があれば提示すること。

(3) その他

①事業管理体制

提案事項	提案を求める内容
事業の実施体制	(1)ー①～(2)ー①までの各事業の実施体制について、記載すること。
事業の実施スケジュール	(1)ー①～(2)ー①までの各事業について、実施スケジュールを提案すること。
事業者の強み	(1)ー①～(2)ー①までの各事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。

### 様式 3

#### 「令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務」 企画提案公募

#### 応 募 金 額 提 案 書

事業者名	
------	--

提案金額合計	円 (消費税及び地方消費税含む)
--------	---------------------

内 訳 (※各項目は例示です。適宜修正してください)

①人件費	円
②使用料（会場・設備使用料等）	円
③広報・P R 関係経費	円
④企画・管理費等事務費 (資料作成や準備経費、交通費等)	円
⑤その他（イベント実施委託等）	円
合 計	円

消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。

積算内訳を別途添付して下さい。

**様式4**(支店等が応募者である場合の代表者から支店長等への委任)

## 委 任 状

年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

私儀 \_\_\_\_\_(職 氏名) \_\_\_\_\_を代理人と定め、

「令和6年度大阪I R広報企画運営業務」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

- 企画提案公募及び見積もりについて
- 契約の締結、変更及び解除について
- 代金及び保証金の請求並びに受領について
- 復代理人の選任及び解任について
- 契約の履行に関する保証契約の締結について
- 委任期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

**様式 5****共同企業体届出書**

代表構成員

大阪府知事 様

『令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務』に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員 1

大阪府知事 様

『令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員 2

大阪府知事 様

『令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

## 様式6

### 『令和6年度大阪IR広報企画運営業務』に係る業務委託 共同企業体協定書

#### (目的)

第1条 当共同企業体は、大阪府が発注する『令和6年度大阪IRの広報の企画運営業務』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帶して受託することを目的とする。

#### (名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

#### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所をに置く。

#### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、年月日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。
- 3 当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

#### (構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

- 1 名称\_\_\_\_\_
- 2 名称\_\_\_\_\_
- 3 名称\_\_\_\_\_
- 4 名称\_\_\_\_\_
- 5 名称\_\_\_\_\_

#### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

#### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって見積、企画提案公募、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。
- (3) 企画提案公募及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

-----ほか-----社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書-----通を作成し、各通に構成員が記名の上、各自所持するものとする。

年　　月　　日

所在地-----

名　称-----

代表者-----

所在地-----

名　称-----

代表者-----

所在地-----

名　称-----

代表者-----

**様式 7**(構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

私儀 \_\_\_\_\_(職 氏名)\_\_\_\_\_ を代理人と定め、  
「令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

7. 共同企業体結成に関する一切の件
8. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
9. 委任期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

**様式 8**

誓 約 書

「令和 6 年度大阪 I R 広報企画運営業務に係る企画提案公募要領」  
に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告  
します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が  
失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等  
の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

**様式9**

障がい者の雇用状況について  
【常用雇用労働者の総数が43.5人未満の事業所が記入】

事業者名 :

障がい者の雇用状況（令和〇年〇月〇日）	
常用雇用労働者の総数（A）	人
常用雇用障害者の総数（B）	人